

DO IT ALL
Do your best! IT comes true! ALL is now!



発行所 自由民主党宮城県第一選挙区支部 仙台市青葉区二日町11-12

土井とおる通信

公式ホームページ <http://www.doi-toru.com/>

後期高齢者医療制度特別号

低所得層に軽減策

政府検討「激変緩和」延長も視野

政府は30日、後期高齢者医療制度について、自治体による補助がなくなって保険料が急激に上がり生活が苦しくなった人への補助など、低所得層への負担軽減策を導入する方向で検討に入った。09年3月で切れる激変緩和措置の延長も視野に入れている。

(毎日新聞4月30日(水)夕刊より抜粋)

75歳からの医療制度

安心のための7つのポイント

1. 保険料が安くなる自治体がほとんどです。
2. 保険証が変わります
3. 医療費の1割負担は変わりません。
4. 担当医を持つことが可能になります。
5. 新しい医療制度は都道府県ごとに運営されます。
6. 保険料の支払いに手間をおかけしません。
7. 被扶養者の方の保険料は半年間免除されます。

・ポイント1 保険料安くなる自治体がほとんどです。

これまでの保険料は世帯単位で負担していましたが、新制度では個人単位で負担することとなり、人数割で負担する保険料(均等割額)と、所得に応じて負担する保険料(所得割額)を合わせた金額を支払うこととなります。年金以外の収入がなく、年間の年金額が153万円以下の方は、所得割額の負担がありません。さらに、所得の低い世帯の場合、均等割額も所得に応じて7割、5割、2割の軽減処置があります。

均等割額と、所得割額は都道府県によって異なりますが、特殊な場合を除けば、基礎年金や厚生年金だけで暮らしている方の保険料は安くなります。

例えば、年金が153万円以下の単身世帯の場合、所得割額はかからず、保険料は月に1000円(年額1万2000円)程度となります。

・ポイント2 保険証が変わります。

これまでは、病院の窓口などで医療保険証と老人医療受給者証の2枚が必要でしたが、新制度では「後期高齢者医療被保険者証」の1枚だけで済みます。

新しい保険証が届いているか、いま一度ご確認ください、大切に保管してください。

保険証が届いていない方は、市区町村の窓口へ問い合わせてください。また保険証が届いていない方でも、届くまでの間、今までの保険証や運転免許証等で対応できます。

・ポイント3 医療費の1割負担は変わりません。

病院などで支払う医療費はこれまでと同じ「1割負担」です。また現役並みの所得のある方も「3割負担」で変わりません。

・ポイント4 担当医を持つことが可能になります。

医療サービスもきめ細やかなものになります。

そのひとつが「高齢者担当医療制度」で、本人が希望すれば担当医が付き、外来、在宅医療から入院紹介、退院後の療養などを含めて継続的に診療してもらうことが可能になります。

高齢者にとって普段から見てもらえる医師がいることは非常に大切です。

担当医は治療方針や検査予定などを説明し、きめ細やかな治療をしてくれます。手術や入院が必要になった場合には、設備の整った専門医のいる病院を紹介してもらえるほか、退院後の看護や介護も地域の医療機関と連絡しあって診てもらえるようになります。

もちろん、今まで通り担当医以外の医師にかかっても構いませんし、担当医を変更することも自由です。

・ポイント5 新しい医療制度は都道府県ごとに運営されます。

新制度の運営は、都道府県単位の広域連合が当たるため、市区町村の格差が訂正されます。

これまでの「国民健康保険」は各市区町村ごとに運営されてきたため、特に小さな市町村は保険財政に苦しんできました。

新制度では、都道府県単位の広域連合が運営するため、同じ都道府県で同じ所得ならば、原則として保険料も同じになり、市区町村の格差は訂正されます。

また、これまでの市区町村を単位とする国民健康保険の保険料は、最大5倍の差がありましたが、都道府県単位の新制度では、それが約2倍までに縮まり、不公平感が緩和されました。

これらの改善によって、若い人にもお年寄りにも納得してもらえるような長続きする制度となりました。

・ポイント6 保険料の支払いに手間をおかけしません。

保険料は、ほとんどの方に年金からお支払いいただきますが、保険料が増えるというものではありません。高齢者の方々に従来のようにわざわざ金融機関の窓口に出向いてお支払いいただく必要がなくなります。

・ポイント7 被扶養者の方の保険料は半年間免除されます。

今年9月までの半年間は保険料が全額免除され、今年10月から来年の3月までの半年間は9割免除されます。その後再来年の3月までの1年間は5割に軽減されます。

サラリーマンのお子さんなどに扶養されている75歳以上のお年寄りにも、公平をはかる観点から新たに保険料をいただくことになりました。しかし、急激な負担増にならないよう上記のような借置がとられました。

Q、保険料はどうなるのですか？

A、保険料は、都道府県単位で同じになります。国保から後期高齢者医療制度に移った場合、保険料は、市区町村単位で違いましたが、都道府県単位で同じになります。総じて言えば、低所得層は負担減、高所得層は負担増となります。具体的には、各国保によりこととなります。

- 保険料は、「被保険者一人当たりでご負担いただく部分(均等割)」と、「所得に応じてご負担いただく部分(所得割)」の合計金額になります。
- 所得の低い世帯の方には、均等割が軽減(7割、5割、2割)されます。
- 例えば、単身の基礎年金(79万円)以外に収入のない方で全国平均月額1000円程度、平均的な厚生年金(年額201万)を受給している方で全国平均月額5800円程度になります。

保険料の計算方法

$$\text{保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

※軽減処置あり

$$\text{被保険者本人の所得} \times \text{所得割率}$$

○均等割額、所得割率は2年ごとに、見直され、都道府県内では同じ率(均一保険料)で設定されます。

○所得割額を算定する際の所得は、「被保険者本人の基礎控除後の総所得金額」となります。

◆年金収入のみの場合

$$\text{所得} = \text{年金収入} - \text{公的年金等控除120万円} - \text{基礎控除33万円}$$

→年金収入153万円以下の方は、所得がゼロとなり、所得割りはかかりません。

○均等割額は、同一世帯内の被保険者及びその世帯主の所得が一定の基準額以下の場合に軽減されます。

◆年金収入のみの場合

$$\text{所得} = \text{年金収入} - \text{公的年金等控除}120\text{万円} - \text{基礎控除}15\text{万円}$$

75歳以上の夫婦2人世帯(夫が世帯主)では、夫と妻の所得の合計額が33万円以下なら均等割額は7割軽減、57.5万円以下なら5割軽減、103万円以下なら2割軽減となる。この軽減処置が夫と妻の両方に適用され、軽減後の均等割額は夫も妻も同額となる。

▶妻が年金収入135万円以下の場合、妻の所得はゼロ。夫の年金収入(所得)に応じて、夫と妻の均等割額の軽減割合は次のようになります。

- 夫の年金収入が168万以下→7割軽減
- 192.5万円以下→5割軽減
- 238万円以下→2割軽減

(参考)宮城県の保険料率

広域連合	均一保険料	
	均等割額(円)	所得割額(%)
宮城	¥38,760	¥7.14

(参考)宮城県の後期高齢者医療広域連合の電話番号
宮城県 022-266-1026

土井とおる事務所
DO IT ALL
Do your best. (It comes true) ALL is new!



◆ 国会事務所
〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館434号室
TEL 03-3508-7134 FAX 03-3508-3434

◆ 仙台事務所
〒980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町1-1-2 リーベンス二日町1階
TEL 022-262-7223 FAX 022-262-7228



土井とおる携帯用
HP QRコード